

## 支所の組織・機構についての具体的な整備方針（案）

- 1 地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づき、現祖父江町役場に祖父江支所、現平和町役場に平和支所を設置する。
  
- 2 合併直後から当面の間、支所の組織・機構については次のとおり整備する。
  - (1) 現役場の管理部門については、順次本庁に集約(統合)する。
  - (2) 現役場のサービス部門については、引き続き支所に配置する。
  
- 3 合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえて、毎年度支所の組織を見直し、段階的に支所の組織機構をスリム化する。



